

MMCニュース 経営情報

2025年6月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

暗号資産（仮想通貨） 税制優遇改正提案目指す ～金融庁～

暗号資産の取引で生じた利益は現在、税法上「雑所得」に分類されているため、以下のような税金計算となっています。

- 総合課税のため超過累進税率が適用され、所得税・住民税を合わせると最大55%の税金が課される
- 暗号資産の取引で赤字が生じても、損益通算や赤字の繰越は認められない

ここ数年の暗号資産ブームを受けて金融庁は、単なる「決済手段」としての位置づけである暗号資産を金融商品取引法が適用される「金融商品」との位置づけを目指すとのこと。早ければ2026年の通常国会への提出となる方向です。暗号資産が金融資産となった場合、「雑所得」だった暗号資産取引は、「譲渡所得」となり税金計算は以下のように変更されます。

- 申告分離課税のため、所得税・住民税を合わせて一律20%の税金となる
- 取引において赤字が発生した場合は、同様の金融資産取引の黒字と損益通算や赤字の繰越（翌年以後3年）が認められる

上記税率において復興特別所得税（2.1%）は別途加算されます

交際費の上限規定 飲食費1万円基準に タクシー代は含まず！

令和6年度（昨年度）の税制改正により、交際費の範囲から除外される「飲食費」の基準が5千円以下から1万円以下に引き上げられた事は当時の本紙でお伝えしました。この改正が寄与しているか否かは分かりませんが、取引先との接待の機会が増えている企業が多いようです。（本項末記載の国税庁データ参照）

そもそも法人税における交際費（取引先への接待など）を経費算入するには一定の決まり（上限が年800万円など）があります。

ただし、「飲食費」については、交際費の範囲から除かれており、一定事項を記載した書類の保存を要件に1人当たり1万円以下の金額まで経費算入できます。1人当たりの飲食費が1万円を超えた場合は、超過部分のみではなく、全額が交際費となります。いわゆる飲食費の“1万円基準”と呼ばれ、資本金の大小や、支配関係の有無などによる制限はないため、全法人が適用できる制度です。

ここでの飲食費とは、交際費のうち「飲食その他これに類する行為のために要する費用」（社内飲食費を除く）とされています。具体的には、“飲食等”という行為をするために必要な費用で、飲食代のほか、テーブルチャージ料やサービス料など、飲食店に直接支払うものが対象です。一方、送迎費は、本来、接待に当たる飲食等を目的とした“送迎”という行為のために要する費用として支出したものであり、通常、飲食等のために飲食店に対して直接支払うものではないため、飲食費に該当しません。

誤解が多いのは、従業員が飲食代に送迎タクシー代を合算して飲食費の1万円基準の判定をし、1万円以下なら合算額すべてを飲食費としてしまうケースです。

例えば、得意先を接待するため飲食店に飲食代として“1人当たり6千円”を支払い、接待終了後、得意先が飲食店から帰宅するためのタクシー代として“1人当たり3千円”を自社が負担した場合を想定します。1人当たりの飲食代とタクシー代の合計額は9千円（1万円基準を満たす）のため、9千円全額を「飲食費」として経費算入

するのは誤りとなります。正しくは、1人当たりの飲食代のみをもって1万円基準の判定を行い、飲食代の1人当たり6千円の部分のみが「飲食費」に該当し経費算入できます。これに対して、1人当たりのタクシー代3千円は、交際費に該当し、上限である年800万円に加算することになります。仮に、前述のケースで飲食店に支払う飲食代が“1人当たり9千円”であった場合、1人当たりの飲食代とタクシー代の合計額は12,000円(1万円超)であるが、1万円基準の判定にタクシー代を合算する必要はないので、1人当たりの飲食代9千円については、1万円基準を満たし「飲食費」として経費算入して良いこととなります。

(参考)

国税庁実施の「会社標本調査」による交際費の動向は次の通りです。(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
支出額の伸び率

令和3年を100%とした場合

令和4年:126%、令和5年:146%

1社あたりの年間支出額 : 131万円

売上に対する支出額の割合 : 0.3%

※国税庁がサンプリングした231万社に作為性があるか否か疑問を感じる方がいらっしゃるかも知れません。いずれにしても、この調査結果(平均値)を超える交際費を支出する法人が目されることは予想されます。そのため交際費に集計される金額を抑えるべく、本項を参考にしてみてください。

市営バス職員 千円着服で懲戒免職 退職金も不支給

京都市営バスの男性運転手が、運賃の一部である千円札1枚を着服するなどしたため、市は懲戒免職とし、1200万円の退職金を全額不支給としました。

その元運転手は、退職金不支給の取り消しを求めて提訴していましたが、上告審判決で最高裁判所は、不支給を違法とした下級審判決を破棄し、退職金不支給は適法とする判決が確定しました。

かつて、都営地下鉄でも勤務中の職員が、自動券売

機から硬貨を着服し懲戒免職になった事案がありました。“出来心”かも知れませんが、大きな代償です。

最高裁の判決からは、不正金額の大小ではなく、使用者側の原理原則に則った対処(退職金不支給)を適法とする意図がくみ取れます。

「リスクヘッジ」としての 生命保険

貯蓄や投資目的とは別

顧問先の皆様から「生命保険への加入を考えているが、どんな保険に加入すれば良いか分からない。」とのお問合せをいただく事がございます。今回は、生命保険契約にあたって代表的なものを種類ごとに分けて簡単に説明させていただきます。

【 死亡保障 】

- 事業者においては、掛け捨て&事業用借金が清算出来得る保障を検討
 - 法人契約の場合は、生命保険金にも税金が課されるため、借金の金額の2倍から3倍の保障を確保できると安心です
 - 借金の都度、団体生命保険(上限1億)に加入するのも良い(2025年4月号参照)

【 医療保険 】

- 手術や入院・通院など病気治療のための保険理想を抱くとキリがないし、保険料も高額になってしまうので、以下を目安にしては如何でしょうか?
 - 手術給付金:10万円~30万円
がん、心疾患、脳疾患、先進医療特約も支払可能な範囲で検討
 - 入院・通院給付金:一日当たり1万円~3万円

【 老後保障 】

支払い可能な保険料の範囲で検討

- 公的年金を補うものとして個人年金
- 小規模企業共済も活用



MMCホームページ



YouTube



10キロやりました

<https://www.mmc-office.co.jp> 検索「MMC神保町」